

# 難波西鶴と海ノ道

【47】

森田 雅也

参考)

『日本永代蔵』(元禄元(1688)年刊)巻四の二「心を豊込む古筆屏風」には、長崎商いで一獲千金、再起を狙う博多の商人、金屋某を描いていますが、50両も持っているのに、長崎商いに参加できないとあります。前回、そのような事態になるのは、「市法貨物商法」だと紹介しましたが、もう少し詳しく説明します。(以て「国史大辞典」を

参考)「市法貨物商法」とは、江戸時代の長崎貿易において、寛文12(1672)年から貞享元(1684)年に至る13年間、唐船と出島のオランダ商館とを対象に行った貿易制度の一形態です。「市法売買」「貨物市法」また「市法」とも「貨物」ともいわれています。

江戸時代の初めには、生糸や反物・薬種などの輸入品の代価として、主として銀(丁銀・灰吹銀・銀道具)が日本からの輸出品に当てられていたが、その数量が次第に増加し、特に明暦元(1655)年の糸割符制度の廃止から、とても多量の銀が輸出されました。

その結果、国内使用銀の不足が懸念されるようになり、そこで幕府は、新たに派遣した長崎奉行の牛込忠左衛門を中心に貿易制度の大改革を試み、寛文12年市法貨物商法が成立するのです。

幕府はまず、長崎貿易の諸国商人たちの過去の実績、あるいは所

## 長崎商い参加できない

持銀高の調査を行い、それに応じて長崎の貿易商人各自の輸入可能な額を規定しました。

そうなる、金屋某の場合、長崎貿易の過去の実績はありますが、たかだか全財産50両(約500万円)の所持金では審査の段階ではねられてしまいました。

逆に、この規定を受けた商人は、市法商人あるいは貨物商人と呼ばれ、輸入活動を公認された商人となつて、自由に長崎貿易に参加できるのです。

前回にも述べたように、目の前に、唐織・薬種・鮫皮・諸道具など、並ぶ舶来品の宝の山を見ても、金屋は手出しができないのでした。

当時、特に長崎貿易を牛耳っていた商人

は、長崎奉行と連携していた、五方所(江戸・京都・大坂・堺・長崎)の貨物商人でした。この話の中でも羽振りのいい商人として、わざわざ、京や堺の商人を名指ししてあげますが、とても当時の実態に即した情報を用いていると指摘できます。

幕府は五方所の大商人を軸として貨物商人を組織化し、そこからそれぞれ貨物目利・札宿老その他の役人を選出させ、渡来品の品質の吟味・評価・入札・輸入価格の決定まで独占させていました。

金屋は、五方所ではない博多商人です。さらに資本も足りません。それではどうやって成功を収めたのでしょうか。次回に続きます。

(関西学院大学文学部文学言語学教授)

# 一獲千金狙う博多商人